

社会福祉法等の一部を改正する法律案

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、

- ・社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、
- ・介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずる。

1. 社会福祉法人制度の改革

(1) 経営組織のガバナンスの強化

- 議決機関としての評議員会を必置（小規模法人について評議員定数の経過措置）、一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

(2) 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備 等

(3) 貢献規律の強化(適正かつ公正な支出管理・いわゆる内部留保の明確化・社会福祉事業等への計画的な再投資)

- 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与の禁止 等

- 「社会福祉充実残額（再投下財産額）」（純資産の額から事業の継続に必要な財産額（※）を控除等した額）の明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に要する資金 ③必要な運転資金 ④基本金及び国庫補助等特別積立金

- 「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務付け 等

(4) 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

(5) 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携 等

2. 福祉人材の確保の促進

(1) 介護人材確保に向けた取組の拡大

- 福祉人材の確保等に関する基本的な指針の対象者の範囲を拡大（社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従事者を追加）

(2) 福祉人材センターの機能強化

- 離職した介護福祉士の届出制度の創設、就業の促進、ハローワークとの連携強化 等

(3) 介護福祉士の国家資格取得方法の見直しによる資質の向上等

- 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入 等

(4) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

- 退職手当金の支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直し

- 被共済職員が退職し、再び被共済職員となった場合に共済加入期間の合算が認められる期間を2年以内から3年以内に延長

- 障害者支援施設等に係る公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

1. 社会福祉法人制度の改革

- 公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底する。

1. 経営組織のガバナンスの強化

- 理事・理事長に対する牽制機能の発揮
- 財務会計に係るチェック体制の整備

- 議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議
(注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。
- 役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備
- 親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備
- 一定規模以上の法人への会計監査人の導入 等

2. 事業運営の透明性の向上

- 財務諸表の公表等について法律上明記

- 閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、
役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等

3. 財務規律の強化

- ① 適正かつ公正な支出管理の確保
- ② いわゆる内部留保の明確化
- ③ 社会福祉事業等への計画的な再投資

- ① 役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等
- ② 純資産から事業継続に必要な財産(※)の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）を明確化
※①事業に活用する土地、建物等 ②建物の建替、修繕に必要な資金 ③必要な運転資金 ④基本金、国庫補助等特別積立金
- ③ 再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ(①社会福祉事業、②地域公益事業、③その他公益事業の順に検討) 等

4. 地域における公益的な取組を実施する責務

- 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定 ※利用者負担の軽減、無料又は低額による高齢者の生活支援等

5. 行政の関与の在り方

- 所轄庁による指導監督の機能強化
- 国・都道府県・市の連携を推進

- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備
- 都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備 等

2. 福祉人材確保の促進

- 福祉人材の量的・質的確保対策を総合的に推進するため、予算や介護報酬での対応と併せて、社会福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、社会福祉施設職員等退職手当共済法等を改正し、制度的基盤を整備する。

1. 介護人材確保に向けた取組の拡大

- 介護人材確保は喫緊かつ重要な政策課題であることから、福祉人材確保指針の対象範囲を拡大する

○ 福祉人材確保指針の対象範囲を介護保険サービス全般に拡大

- ・「社会福祉事業従業者」から「社会福祉事業及び社会福祉事業と密接に関連する介護サービス従業者」まで拡大
- ※福祉人材センター及び福利厚生センターの事業の対象範囲について同様の見直し

2. 福祉人材センターの機能強化

- 地域における介護人材確保対策の基盤である都道府県福祉人材センターの機能強化を図る

○ 福祉人材センターにおける支援体制の強化

- ・業務委託によるサテライト展開推進
- ・ハローワークとの連携強化等

○ 離職した介護福祉士の届出制度を創設し、再就業を促進

- ・離職者情報の把握や情報提供等により、円滑な職場復帰を支援

3. 介護福祉士の国家資格取得方法見直しによる資質の向上等

- 介護福祉士の資格取得方法の一元化を実施し、資質・社会的評価の向上を図る
- 若者や他業界からの参入促進、現場の介護人材のキャリア志向を向上させる措置を講じる

○ 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けを漸進的に導入

○ 他産業からの参入促進を図る観点からの福祉系高校の「通信課程」の復活等

- ※地域の教育機会確保のため、カリキュラムが軽減されている特例高校を時限的に活用

4. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

- 社会福祉施設職員等の定着を促進するための見直し
- 障害者支援施設等について他の事業主体とのイコールフッティングの観点からの公費助成の見直し

○ 長期加入者に配慮した支給乗率への見直し

○ 共済加入期間の合算期間を退職した日から起算して3年以内に見直し(現在は2年以内)

○ 障害者支援施設等への公費助成を介護保険施設等と同様の取扱いに見直し

- ※保育所については、更に検討し、平成29年度までに結論

參考資料

経営組織の在り方について

- 社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。

＜現行＞

理事
理事長
理事会

- 理事会による理事・理事長に対する牽制機能が制度化されていない。
- 理事、理事長の役割、権限の範囲が明確でない。
(注)理事会、理事長は通知に規定が置かれている。

評議員
評議員会

- 評議員会は、任意設置の諮問機関であり、理事・理事長に対する牽制機能が不十分。
(審議事項)
 - ・定款の変更
 - ・理事・監事の選任 等

監事

- 監事の理事・使用人に対する事業報告の要求や財産の調査権限、理事会に対する報告義務等が定められていない。

会計
監査人

- 資産額100億円以上若しくは負債額50億円以上又は収支決算額10億円以上の法人は2年に1回、他の法人は5年に1回の外部監査が望ましいとしている(通知)。

＜見直し後＞

- 理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置付け、理事・理事長に対する牽制機能を働かせる。
- 理事等の義務と責任を法律上規定。

- 評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置付け、必置の議決機関とする。
※小規模法人について評議員定数の経過措置
(決議事項)
 - ・定款の変更
 - ・理事・監事・会計監査人の選任、解任
 - ・理事・監事の報酬の決定 等

- 監事の権限、義務(理事会への出席義務、報告義務等)、責任を法律上規定。

- 一定規模以上の法人への会計監査人による監査の義務付け(法律)。

運営の透明性の確保について

- 社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人以上の運営の透明性を確保することとし、以下の事項を法令上明記。
 - ・ 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とすること
 - ・ 閲覧請求者を利害関係人から国民一般にすること
 - ・ 定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすること
- 既に通知により公表を義務付けている現況報告書(役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引内容を含む。)について、規制改革実施計画を踏まえ、役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすることを法令上明記。
- 国民が情報入手しやすいホームページを活用して公表。

	現行		見直し案		公益財団法人	規制改革実施計画	
	備置き・閲覧	公表	備置き・閲覧	公表	備置き・閲覧	公告・公表	公表
事業報告書	○	—	○	—	○	—	—
財産目録	○	—	○	—	○	—	—
貸借対照表	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
収支計算書(事業活動計算書・資金収支計算書)	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
監事の意見を記載した書類	○	—	○	—	○	—	—
現況報告書(役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引状況を含む。)	—	○ (通知)	○	○	○	—	○
役員区分ごとの報酬総額	—	—	○ (※)	○ (※)	○	—	○
定款	—	—	○	○	○	—	—
役員報酬基準	—	—	○	○	○	○	—
事業計画書	—	—	○	—	○	—	—

(※)現況報告書に記載

社会福祉法人の財務規律について

公益性を担保する財務規律

- I 適正かつ公正な支出管理
- II 余裕財産の明確化
- III 福祉サービスへの再投下

I 適正かつ公正な支出管理

適正な役員報酬

- ・法人による役員報酬基準の設定と公表
- ・役員区分毎の報酬総額の公表

利益供与の禁止

- ・親族等関係者への特別の利益供与を法律上禁止
- ・関係者との取引内容の公表
(対象範囲の拡大)

会計監査人

- ・一定規模以上の法人に会計監査人の設置義務化

社会福祉法人の事業

社会福祉事業

公益事業

「日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料又は低額な料金により福祉サービスを提供する責務」

利益

II 余裕財産の明確化

- ・会計制度の整備(新会計基準の導入)
- ・評議員会による内部牽制
- ・外部監査(会計監査人)の導入
- ・財務諸表の公表

いわゆる内部留保

事業継続に必要な財産

- ・事業に活用する土地、建物等
- ・建物の建替、修繕
- ・手元流動資金

III 福祉サービスへの再投下

「社会福祉充実計画」(再投下計画)

- 地域のニーズに対応した新しいサービスの展開、人材への投資
- 無料又は低額な料金による福祉サービスの提供等

- ・公認会計士又は税理士による計画の記載内容の確認
- ・「地域協議会」による地域の福祉ニーズの反映
- ・所轄庁による計画の承認
- ・実績の所轄庁への報告と公表

①社会福祉事業等投資額

- 社会福祉事業等に関する
- ・施設の新設・増設
- ・新たなサービスの展開
- ・人材への投資

②「地域公益事業」投資額

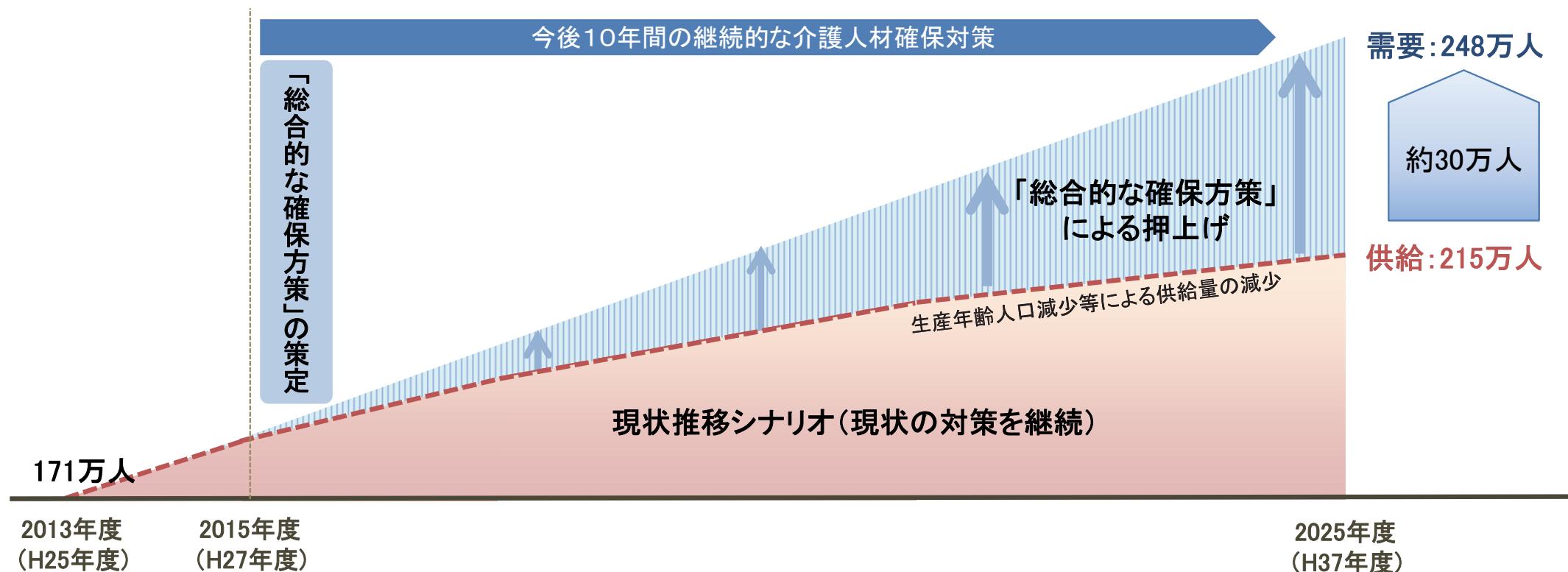
- ・無料又は低額の料金により行う公益事業

③公益事業投資額

2025年に向けた介護人材にかかる需給推計（暫定値）

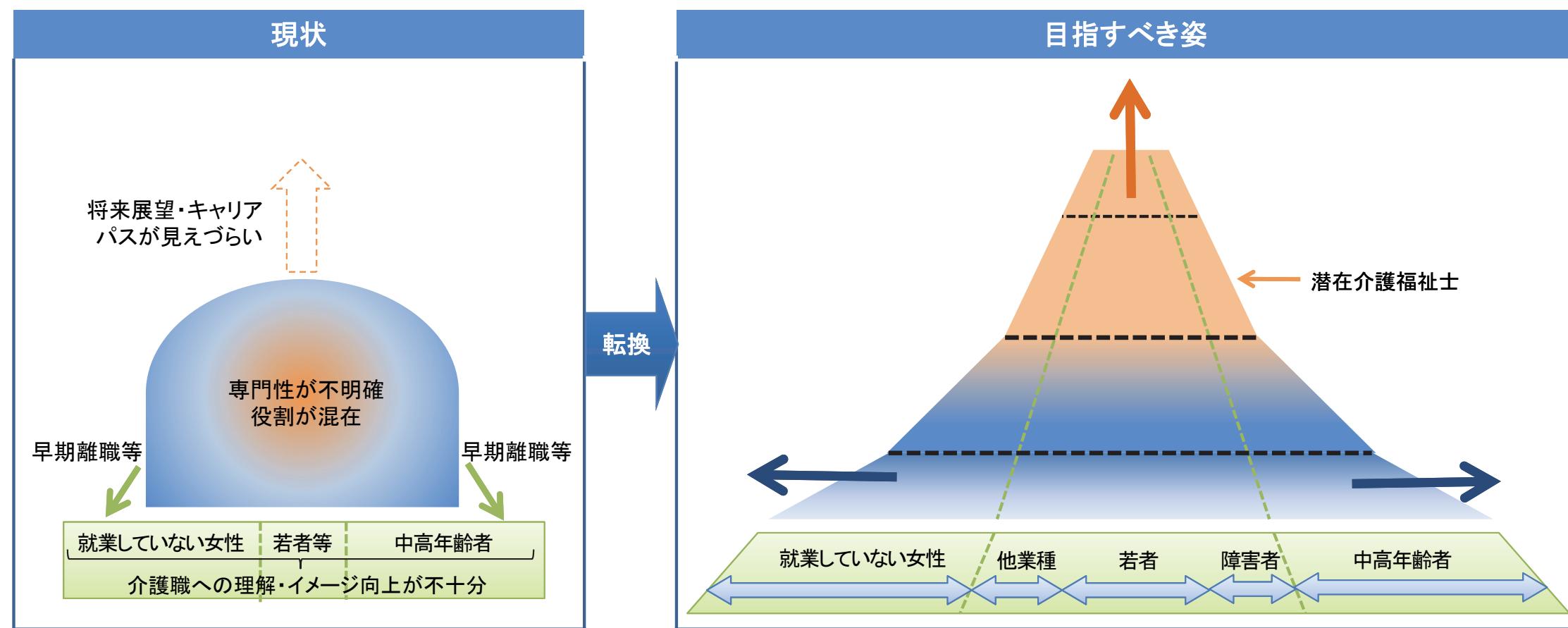
- 都道府県推計に基づく介護人材の需給推計（暫定）における需給ギャップは約30万人。
 - ・需要見込み（約248万人）は、「暫定値」であり平成26年度末を目途に確定
 - ・供給見込み（約215万人）は、「現状推移シナリオ」であり、今後の政策効果は見込まれていない
- この推計は暫定であり、今後、都道府県において、第6期介護保険事業支援計画に、需給推計の確定値や需給ギャップを埋める具体的な方策を位置付け、その確定値を平成27年5月頃を目途に取りまとめ。

介護人材にかかる需給推計（暫定）と「総合的な確保方策」（イメージ）



注）「医療・介護に係る長期推計（平成24年3月）」における2025年の介護職員の需要数は237万人～249万人（社会保障・税一体改革におけるサービス提供体制改革を前提とした改革シナリオによる。現状をそのまま将来に当てはめた現状投影シナリオによると218万～229万人。推計値に幅があるのは、非常勤比率の変動を見込んでいることによるもの。同推計及び上記の推計結果のいずれの数値にも通所リハビリテーションの介護職員数は含んでいない。）

「総合的な確保方策」の目指す姿



参入促進

1. すそ野を広げる

人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参入促進を図る

労働環境・ 処遇の改善

2. 道を作る

本人の能力や役割分担に応じたキャリアパスを構築する

3. 長く歩み続ける

いったん介護の仕事についていた者の定着促進を図る

資質の向上

4. 山を高くする

専門性の明確化・高度化で、継続的な質の向上を促す

5. 標高を定める

限られた人材を有効活用するため、機能分化を進める

福祉人材センターの機能強化等

- 都道府県福祉人材センターが中心となり、地域における介護福祉士をはじめとした福祉・介護人材確保を推進する
 - ① 福祉人材センターの機能強化により、総合的な福祉・介護人材の確保を推進
 - ② 地域における福祉・介護人材の支援体制を強化するための委託制度やその前提となる守秘義務規定等を整備
 - ③ 潜在介護福祉士の届出制度を設け、離職者の把握と求職者になる前の段階からの効果的・総合的支援を推進

※福祉人材センターとは、社会福祉法に基づき、福祉分野への就労を希望する者への職業紹介等を実施する指定法人

① 福祉人材センターの機能強化

(福祉人材センターの支援対象の拡充)

- 介護老人保健施設等、社会福祉事業以外に従事する介護人材も福祉人材センターの支援対象とし、総合的な福祉・介護人材確保対策を推進

② 地域における支援体制の強化

(ハローワーク等との連携強化)

- 地域における就労の動向に応じた的確な福祉・介護人材確保のため、都道府県、ハローワーク等の官公署との緊密な情報共有を促進

(サテライト展開の推進)

- 福祉・介護人材や福祉・介護を志す者が、より身近な地域で支援を受けられるよう、福祉人材センターの業務を地域の関係団体等に委託することを可能とし、広域的な人材確保対策を推進

(センター職員の守秘義務の整備)

- 離職した介護福祉士の届出制度や委託制度による支援を、福祉・介護人材や福祉・介護を志す者が安心して受けられるよう、福祉人材センターの守秘義務規定を整備

③ 離職した介護福祉士の届出制度の創設

(離職した介護福祉士の届出制度の創設)

- 介護現場の中核を担うことが期待されている介護福祉士のうち約4割の者は介護に従事していない(平成25年10月現在)。このため、離職者情報の把握や、求職者になる前からの情報提供等の総合的な支援を行い、介護福祉士の再就業を促進

福祉人材センター
(離職者の把握)

介護施設・事業所等
(離職時の届出支援)

届出データベース

離職時等の届出
の努力義務
※届出合理化のため、
インターネット経由
での登録を検討

介護福祉士

復職

効果的な復職支援・潜在化予防

潜在介護福祉士
約52万人

- メールによる情報提供等、求職者になる前から福祉・介護とのつながりを確保
- 一定期間、現場から離れていた者の不安感を払拭し、再就業が円滑に進むよう知識・技術の再修得研修や職場体験の実施

介護福祉士資格取得方法の一元化に向けた経緯について

- 平成19年の「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、介護人材の資質向上を図る観点から、資格取得方法を一元化（全ての者に一定の教育プロセスや実務経験を経た後に国家試験義務付けを行う（平成24年度施行））
- 平成23年に、新たな教育内容（喀痰吸引等）を踏まえ、一部の施行日を3年間延期（平成24年度→27年度施行へ）
- 平成26年、介護人材確保が困難な状況等を踏まえ、「医療・介護総合確保推進法」により、介護福祉士資格取得方法の一元化の延期（平成28年度施行へ）、介護人材確保の方策についての検討を行う旨規定

 は、施行済み は、未施行（現行法では、平成28年4月施行予定）

	実務経験ルート 〔3年以上の介護等の業務に関する実務経験を経た後に、国家試験に合格して資格を取得する方法〕	養成施設ルート 〔厚生労働大臣が指定する介護福祉士養成施設等において必要な知識及び技能を修得して資格を取得する方法〕	福祉系高校ルート 〔文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定する福祉系高校において必要な知識及び技能を修得した後に、国家試験に合格して資格を取得する方法〕 平成25年度までに特例高等学校等（通信課程含む）に入学した者を含む
教育プロセス 〔実務経験研修〕	実務経験 3年以上 + 実務者研修 (6月以上／450時間)	履修期間 2年以上 (改正前 1,650時間) (+200時間=1,850時間)	履修期間 3年以上 (改正前 34単位(1,190時間*)) +19単位=53単位(1,855時間*)
国家試験	国家試験	国家試験	国家試験

【参考】 資格取得者数

累計	約88.1万人	約30.3万人	内訳無し（実務経験ルートに含む）
平成25年度	約8.7万人	約1.1万人	（約0.4万人）

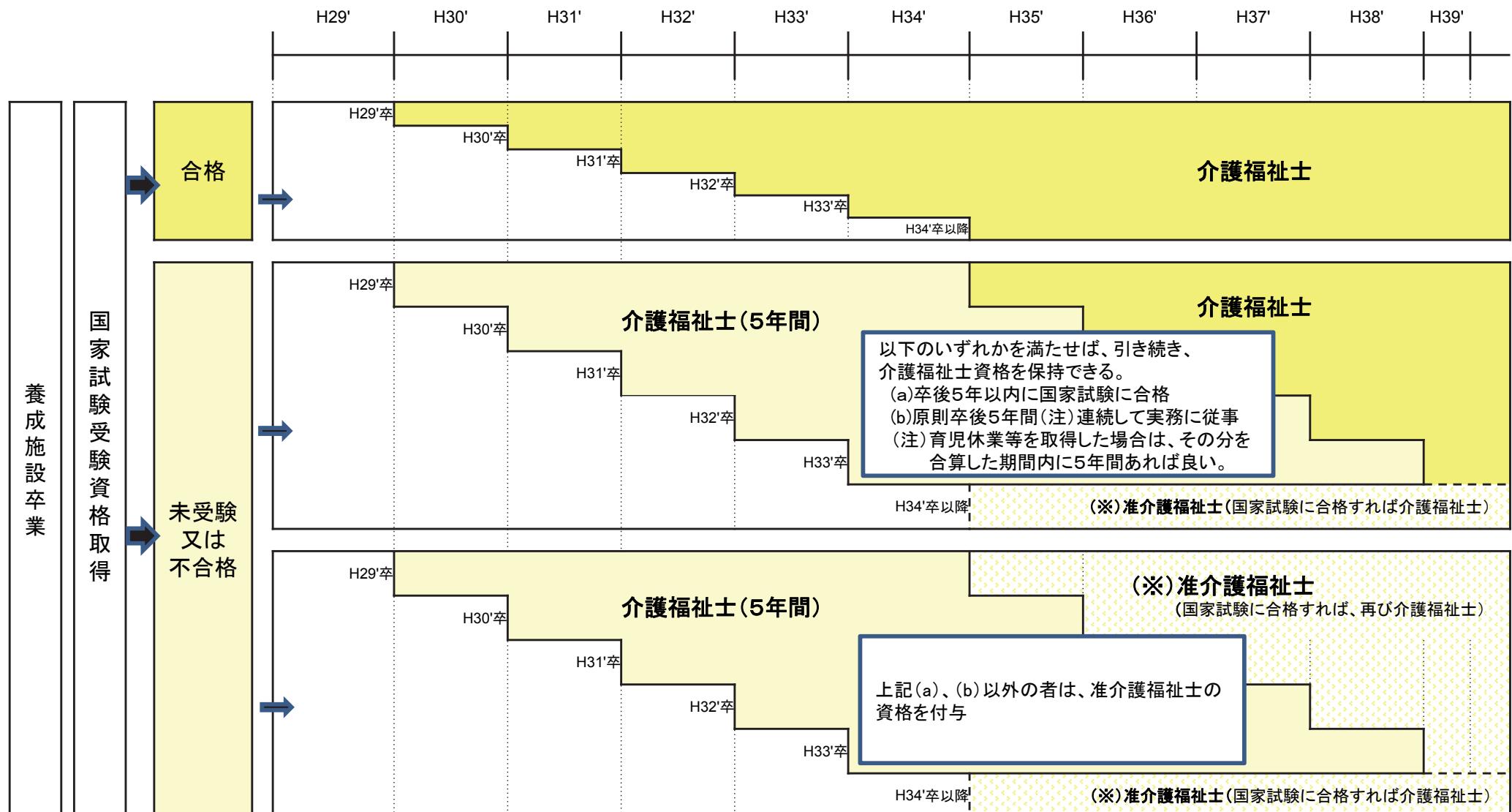
注1) 累計資格取得者数は、平成25年9月末時点の登録者数である。

注2) 平成25年度の資格取得者数は、平成24年9月末から平成25年9月末までの登録者の増加数である。

注3) 福祉系高校ルートは実務経験ルートの資格取得者数に含むが、参考として、平成25年3月発表の国家試験合格者数を記載している。

養成施設ルートへの国家試験導入の道筋

○ 平成29年度から養成施設卒業者に受験資格を付与し、5年間をかけて国家試験の義務付けの漸進的な導入を図る。



(※) 平成19年の社会福祉士及び介護福祉士法の改正において、養成施設卒業者への国家試験の義務付けに伴い、未受験又は不合格者には当分の間、「介護福祉士の技術的援助又は助言を受けて、専門的知識及び技術をもつて、介護等を業とする者」として准介護福祉士の資格が付与されることとされた。

准介護福祉士制度については、国家試験の義務付けの完全実施となる平成34年度から施行されることとなる。

実務者研修の円滑な実施について

- 受講者本人及び施設側の負担を軽減する措置をこれまで行ってきたことに加え、より一層の環境整備を図った上で、平成28年度から施行。
※既に、平成26年1月1日現在、5,879人の者が実務者研修を修了、10,367人の者が実務者養成施設に在籍。

【平成19年改正】

- 実務経験ルートにおける受験資格として、理論的・体系的な知識・技能を学ぶため「実務者研修」(6月以上、600時間)を義務付け

【平成23年改正～】(28年度より実施)

- 実務者研修の負担軽減

① 受講時間の短縮 (600 → 450時間へ)、② 既に履修した科目の読み替えができる仕組みの導入、③ 通信課程の活用 等

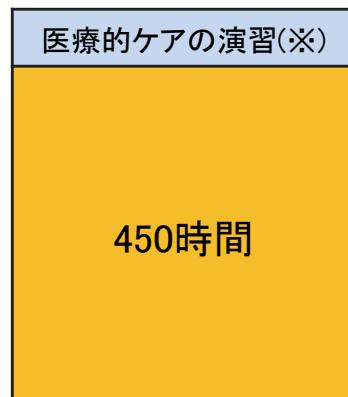
- 介護事業者が「実務者研修」を受講する際に必要な代替要員を雇い上げるための費用を助成する仕組みを創設(24年度から)
(受講者1人あたり平均25.6万円を助成(実績))

【H19改正】



【H23改正】

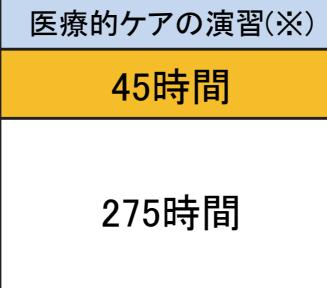
- ① 初任者研修等の受講歴に基づき、450時間全てを受講する必要のある者は少なく、320時間の受講が平均的な姿
- ② 通信課程の活用により、320時間の受講のうち、275時間は通信での習得が可能
・H26.4現在、実務者研修の総定員数約11.4万人のうち、通信課程の定員は約10万人(約9割)



(一般的な姿)

①

320時間



環境整備



【今後】

- より一層受講・受験しやすい環境整備を図る

・業務と両立して資格取得できるよう、数年かけて国家試験の科目別に合格を認定する仕組み(いわゆる「単位制」等)の導入を検討

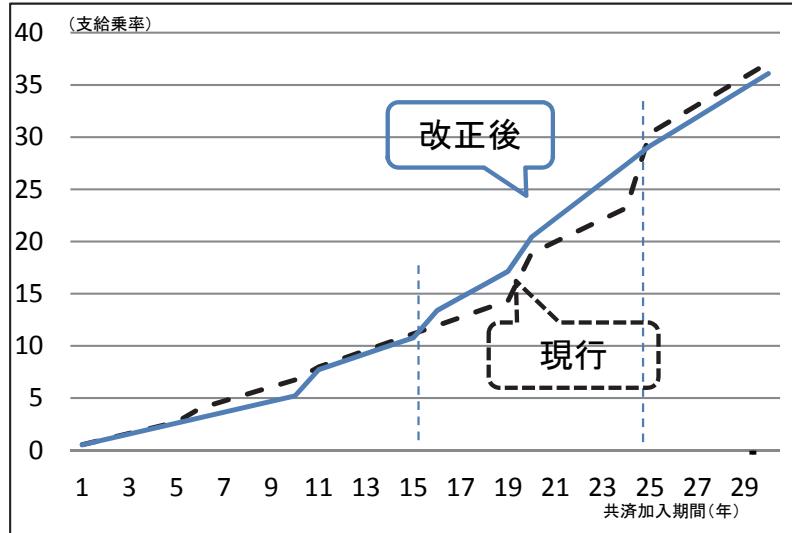
・受験希望者の利便性のため、受講歴に基づき、実務者研修の受講期間を柔軟化(平成28年度から)[省令]

※「医療的ケアの演習」は、回数が設定されている(例:「口腔内の喀痰吸引」が「5回以上」等)

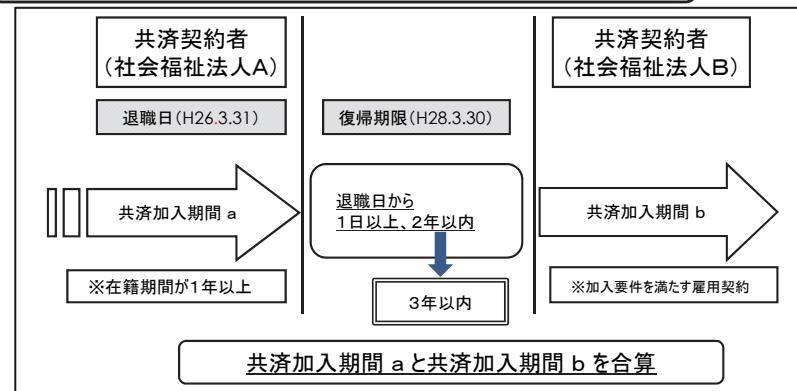
社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しについて

- ① 支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直す。
- ② 被共済職員が退職した日から再び被共済職員になった場合、前後の共済加入期間を合算できる期間を「2年以内」から「3年以内」に拡充。
- ③ 障害者総合支援法等に関する施設・事業(児童福祉法に基づく障害児を対象とする施設・事業を含む。)について、他の事業主体とのイコールフッティングの観点から、公費助成を廃止(既加入者に対する公費助成は維持)。

①給付水準の見直し



②共済加入期間の合算制度の充実



③公費助成の見直し

		前回改正 (H18. 4. 1施行)		今回の見直し(案)	
給付水準		1割引下げ		長期勤続に配慮するなどの見直し	
共済加入期間の合算		退職した日から起算して <u>2年以内</u>		出産、育児、介護等の事由により退職した職員が、復職しやすい環境を整えるため、3年以内に拡大	
公費助成 (国1／3、都道府県1／3)	介護	廃止		—	
	障害	公費助成の取扱いは、将来の検討課題		廃止	
	保育	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人がサービスの中核的な担い手となっている現状 障害者関連施策など制度自体の枠組みを検討中 		<ul style="list-style-type: none"> 障害者関連の新制度への移行が完了 社会福祉法人以外の参入 	
		公費助成の取扱いは、平成29年度までに検討し、結論		公費助成の取扱いは、平成29年度までに検討し、結論	
		<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援新制度が平成27年度から施行予定 平成29年度を目標年度にする待機児童解消加速化プランが進行中 		<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援新制度が平成27年度から施行予定 平成29年度を目標年度にする待機児童解消加速化プランが進行中 	